

# 第3期三木市教育振興基本計画（概要版）

## 1 計画策定の趣旨

本市では、平成28年12月に、「ふるさと三木を誇りとし 自立心あふれる人材の育成」を基本理念とする「第2期三木市教育振興基本計画」を策定し、この基本理念のもと、教育の振興を図ってきました。

平成30年6月には、国の「第3期教育振興基本計画」が閣議決定され、「人生100年時代」を豊かに生きていくため、今後の社会の変化を見据えた教育政策のあり方が示され、兵庫県においても、平成31年2月に「第3期ひょうご教育創造プラン（兵庫県教育基本計画）」が策定されました。

本市においては、令和2年3月に「豊かな学びで未来を拓く」を基本理念とする「第2期三木市教育大綱」を策定しました。本市教育行政の一層の進展に向けて、これまでの取組の成果と課題を振り返り、今後5年間のめざすべき方向や取り組むべき施策等を総合的・体系的に示すため、「第3期三木市教育振興基本計画」を策定します。

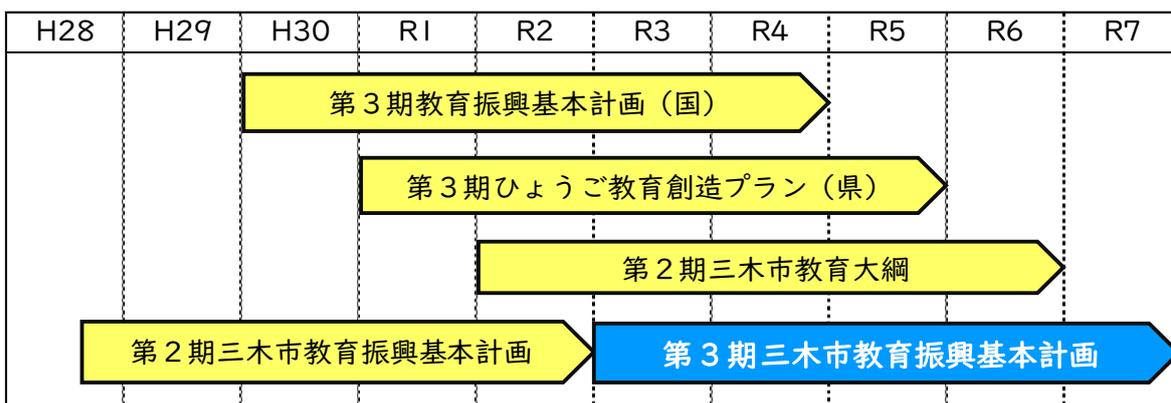
## 2 計画の基本理念と基本方針

基本理念  
「豊かな学びで未来を拓く」

基本方針  
基本方針Ⅰ 「未来を創る教育」を進めます  
1 未来を担う子どもたちの生き抜く力を育てます  
2 子どもたちの学びを支える環境づくりを進めます  
基本方針Ⅱ 「生涯にわたる学び」を支えます  
1 豊かな人生を応援します  
2 文化・スポーツの振興に努めます

## 3 計画の期間

令和3年度から令和7年度までの5年間とします。



## 4 三木市の教育のめざす姿(第3期計画)

### 基本方針Ⅰ 「未来を創る教育」を進めます

#### Ⅰ 未来を担う子どもたちの生き抜く力を育てます

新しい時代に求められる資質・能力である「生きて働く知識・技能、未知の状況にも対応できる思考力・判断力・表現力、学びを人生や社会に生かそうとする学びに向かう力及び人間性等」を育成します。

#### 施策(Ⅰ) 確かな学力の育成

##### ① 基礎学力の定着と活用力・学びに向かう力の育成

「学びに向かう力」に必要となる自主的に学習に取り組む姿勢や自己調整力、自己決定力を育成するため、子どもたちが学習教材の中から個々の理解度に応じて最適な教材を選択し、主体的に課題解決に取り組む「個別最適化学習」を進めます。

##### ② 「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善の推進

「個別最適化学習」による確実な基礎学力の定着を図るため、タブレット端末等のICT機器の効果的な活用例や新たに得た知識とすでに得た知識を関連づけて考える授業、グループ学習等を効果的に活用します。



(授業風景〈自由が丘東小学校〉)

##### ③ 基本的な学習習慣の確立

発達段階に応じて子どもたちが自ら学習環境を整えることができるよう、指導の充実を図るとともに、「みきっ子家庭学習ガイド」(家庭学習啓発資料)などを活用し、学校と家庭が連携して学習習慣及び生活習慣の改善を図ります。

##### ④ 放課後学習支援の充実

地域人材を活用した放課後の補充学習である「ひょうごがんばり学びタイム」を全校で実施し、少人数できめ細やかな学習指導を行うことはもとより、個々の児童生徒の理解度に応じた学習支援の充実を図ります。

##### ⑤ グローバル人材を育成する教育の推進

引き続き、教育課程特例校の申請を行い、小学校低学年から、「聞く」「話す」などの体験を中心とした英語教育に取り組みます。

また、小学校、中学校ともにALTを配置し、特別活動やモジュールの学習などにおいて英語学習と関連した内容を取り入れるなど、学校生活全般においてネイテ

ィブの英語に親しむ機会の充実を図ります。

#### ⑥ 情報活用能力の育成

すべての学習の機会において、児童生徒が 1 人 1 台のタブレット端末を主体的に活用し、学びを深め、広げることができるよう指導を行います。

また、児童生徒が高度情報化社会に対応できる情報活用能力を身に付けることができるよう、9 年間に獲得すべき ICT スキルを学年ごとに示し、段階的かつ実践的に習得できる取組を進めます。

#### ⑦ 小中一貫教育の推進

小中一貫教育の推進においては、義務教育の 9 年間を通して児童生徒の資質・能力を育成します。そのため、令和 3 年度から新たに教員の異校種の学校における交流研修及び授業を実施し、小中一貫教育を推進するため、教員の資質や授業力の向上に努めます。

### 施策（２） 豊かな心の育成

#### ① 人権教育の推進

子どもたちが、その発達段階に応じ、人権の意義や内容、重要性について理解し、「人が人として大切にされ、人を人として大切にすること」ができるようになり、それが様々な場面や状況下での具体的な態度や行動に現れるとともに、人権が尊重される社会づくりに向けた行動に繋がる人権教育を実践します。

#### ② 道徳教育の充実

人間として、よりよく生きるための基盤となる道徳性を育成するため、「特別の教科 道徳」の授業づくり、評価等の研究を進め、教職員の指導力の向上を図ります。

#### ③ 生徒指導の充実

一人一人の児童生徒の内面理解に努めるとともに、教職員がチームとしての共通理解を図り、教職員が連携しながら的確な支援を行う生徒指導体制の充実を図ります。

#### ④ 多文化共生教育の推進

すべての子どもたちが、国籍や民族等の違いを認め合い、多様な文化的背景をもつ人々と豊かに共生する心を育むため、異なる文化、生活習慣、価値観に対する理解を図り、共に生きようとする意欲や態度を育成します。

#### ⑤ ふるさと教育の充実

ふるさと三木を愛し、ふるさとに誇りを持つ心を育て、地域の一員としての自覚を高めるため、様々な地域資源を活用した自然体験学習等を通して、わがまち三木市の人、もの、文化等についての理解を深めるふるさと教育を推進します。

## ⑥ 体験的学習活動の充実

持続可能な社会の担い手として、豊かな人間性や社会性を身に付けるため、自然学校やトライやる・ウィーク等の自然、社会及び芸術文化に触れる体験や地域の人々との関わりを通じて、児童生徒の発達段階に応じた体系的な体験活動の充実を図ります。



(自然学校でのスナッグゴルフ)

## ⑦ 防災教育の推進

「学校安全計画」「防災計画(災害対応マニュアル)」「三木市教職員危機管理ハンドブック」等を活用し、災害に備え、自らの命を守ることや互いに助け合うことの大切さを考える防災・安全教育を推進します。

### 施策(3) 健やかな体の育成

#### ① 体力・運動能力向上の推進

児童生徒の体力・運動能力の向上を図り、生涯を通じ、継続して運動に取り組むことができる資質・能力の育成を図ります。

#### ② 食育の推進

食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けさせるため、「食に関する指導の全体計画」に沿って教育活動全体を通じた組織的、計画的な食育を推進します。

#### ③ 健康教育の充実

多様化、深刻化している心身の健康課題を解決するため、家庭や地域、関係機関と連携し、子どもたちや地域の実態に応じた学校保健委員会を開催し、学校保健活動の活性化を図ります。

#### ④ 安全教育の推進

防犯、交通安全など、日常生活における安全確保のために必要な知識や能力を実践的に理解し、子どもたちが自らの安全を守ることができるよう、安全教育を推進します。

### 施策(4) 特別支援教育の推進

#### ① 適切な指導及び必要な支援の実施

障がいのある幼児、児童生徒が合理的配慮の提供を受けながら、自立と社会参加に向けて、適切な指導や必要な支援を受けられる体制の充実を図り、一人一人の教育的ニーズに応じた柔軟な仕組みづくりを進めます。

## ② 認め合い、支え合う特別支援教育の推進

全員参加型の社会の基盤となる障がい者理解に関する学習、交流及び共同学習を通して、互いを認め合い、支え合う豊かな人間関係づくりに努めます。

## 施策（５） キャリア教育（社会的自立に繋がる学び）の推進

### ① 社会的自立に必要な力の育成

特別活動を要としつつ、各教科等の特質に応じて、やり遂げる体験や役割貢献などを通じて、自己管理能力や人間関係形成能力等の社会的自立の基盤となる力を育成します。

### ② 社会に触れる機会の充実

体験的な職業調べや職場訪問、トライやる・ウィーク、トライやるアクションなどの活動を推進し、働くことの大切さや社会参画に必要な態度や能力を育成します。

### ③ 進路指導の充実

通学区域や高等学校の特色等の適切な情報を提供するなど、計画的な進路相談を通じて、個々の適性を踏まえ、主体的に進路を選択し、決定できる能力や態度を育成します。

## 施策（６） 就学前教育・保育の充実

### ① 一人一人の特性に応じた質の高い就学前教育・保育の推進

子ども一人一人の発達の特性に応じた質の高い教育及び保育を実施するため、「三木市就学前教育・保育共通カリキュラム」を活用し、遊びや生活の中で総合的な教育・保育を行うとともに、本市独自の条例に基づく第三者による評価及び監査を実施します。



（よかわ認定こども園）

### ② 多様な教育・保育ニーズへの対応

保護者の多様な就労形態に対応した延長保育や一時預かり事業などの教育・保育時間の弾力化に努めるとともに、各関係機関が連携し、保護者への相談やサポートなど、支援の充実を図ります。

また、希望する就学前教育・保育施設への入園を待つ児童があることから、保育教諭人材確保事業等を活用し、質の高い保育教諭の確保に努めます。

### ③ 地域連携の充実

幼稚園、保育所及び認定こども園と老人クラブなどの地域の団体や関係施設と連携し、地域の方々との交流を深めます。

また、積極的に園外に出かける中で、その地域ならではの自然や施設、文化に親しみ、三木のまちに愛着を持てるよう働きかけます。

#### ④ 小学校教育との円滑な接続

認定こども園等の就学前教育・保育施設と小学校教育との接続を円滑で効果的なものとするための取組を推進するとともに、それぞれの指導者間での共通理解と情報交換を行います。

#### ⑤ 在宅児童の保護者に対する家庭支援

各就学前教育・保育施設において、在宅児童の保護者が安心して子育て相談や交流ができる機会や、在宅児童と保護者が安心して遊べ、交流を広げる場を提供するとともに、児童センターや児童館においても、子どもや保護者同士の交流をはじめ、子育てに関する様々な疑問や悩みなどを相談できる機会を提供します。

## 2 子どもたちの学びを支える環境づくりを進めます

子どもたちの豊かな学びを実現するためには、学校での安全で安心な学習環境を整備するとともに、子どもたちの健やかな育ちの基盤である家庭の教育力や子どもを見守り、支える地域の教育力との連携・協働体制の構築が必要です。

また、子どもたち一人一人のニーズに合わせた教育を行うことができるよう、教職員の資質、能力の向上や、専門性をいかして課題に対応できる学校園の組織力の強化が求められます。

### 施策（Ⅰ） 教育環境の整備と充実

#### ① 学習機会の保障

経済的な理由により、就学が困難な児童生徒の学習機会を保障するための就学援助事業を実施します。

また、高等学校、大学、専修学校等の学資の支弁が困難な家庭の生徒や学生に対し、市独自の奨学金を給付することにより、誰もが等しく勉学に励むことができる環境を支援します。

さらに、新型コロナウイルス感染症による学校の臨時休校措置により、明らかになった課題を踏まえ、児童生徒の学びを保障するため、オンライン学習等が行える教育環境の整備について研究を進めます。

#### ② 安全で快適な教育環境整備の推進

学校施設の老朽化や多様な学習形態に対応するため、学校施設の整備を推進し、安全で快適な教育環境をめざします。

#### ③ 特別な支援を要する子どもたちに対する切れ目のない支援

幼児や児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握するとともに、「個別の指導

計画」や「個別の教育支援計画」を活用するなど、校園長のリーダーシップのもと、特別支援教育コーディネーターを中心とした校園内での支援体制を構築します。

#### ④ 学校再編の推進

「三木市立小中学校の学校再編に関する実施方針」に基づき進めている「喫緊の課題とする学校」の再編については、子どもたちが円滑に学校生活を送ることができるよう、保護者、地域及び学校と協力しながら、確実に準備を進めます。また、統合後においても、様々な環境の変化に伴う子どもたちの心の動きに適切に対応できるよう、保護者、地域及び学校と協力し、見守りやカウンセラーによる支援等を継続して取り組みます。

#### ⑤ 就学前教育・保育の一体化

「三木市就学前教育・保育共通カリキュラム」に基づき、市内の公立・民間就学前教育・保育施設の保育者を対象とした「保育者研修」で具体的かつ多面的に教育・保育内容について学び、保育者の質の向上をめざします。

### 施策（２） 学校、家庭、地域が連携した教育の推進

#### ① 「地域とともにある学校園づくり」の推進

「地域とともにある学校園づくり」を推進するため、地域コミュニティづくりを進める上で有効なツールとなるコミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の導入に向けた取組を進めます。

#### ② 家庭の教育力の向上

親子が共に成長できる機会や、子どもたちに基本的な生活習慣、自立心、思いやり、社会的なマナーなどの生活の基礎を育むことができるよう、親が親として成長するための学びを支援する機会を提供するとともに、家庭教育・保育の重要性を啓発し、家庭の教育力の向上に努めます。

#### ③ 子育てに不安を抱える家庭への支援

教育委員会と子育て支援、健康福祉を担う部門が連携した相談体制を設け、子育ての不安を抱える保護者に寄り添った支援を行います。また、不登校、集団不適應等、子どもや保護者の相談、支援に当たる指導員の確保等、支援体制の充実を図ります。

### 施策（３） 教職員の資質・能力の向上

#### ① 教職員の資質と実践的指導力の向上

教育現場での実践を、全教職員の資質や指導力の向上に繋げることができるよう、お互いに切磋琢磨できる環境を整え、教職員の資質の向上に努めます。

#### ② 教職員の働き方改革の推進

増加、多様化する職務の中で、ワーク・ライフ・バランスに配慮しながら、教職員

の心身の健康を保持するため、学校園全体の勤務時間の適正化に向けた取組を推進します。

また、子どもと向き合う時間を確保するため、業務の効率化を図るとともに、地域の人材や専門性を持った外部人材の積極的な活用を推進するとともに、「定時退勤日」「ノー部活デー」「ノー会議デー」を継続して実施します。

#### 施策（４） 学校園の組織力の強化

##### ① 管理職の組織マネジメント力の強化とミドルリーダーの育成

学校教育目標の達成に向けた基盤づくり、チームで職務を担う体制づくりに関する研修や指導助言を行うなど、「兵庫県管理職資質向上指標」に沿って、組織マネジメント力の強化を図ります。

また、次世代のリーダーを養成する学校経営研修講座の開催や、国などが主催する次期リーダー育成研修への積極的な推薦を通じて、今後の学校運営や教育活動の中核的役割を担う教職員を計画的に育成します。

##### ② 教職員相互の協力・協働体制づくりの推進

複雑化、多様化しているいじめ、不登校等の子どもたちを取り巻く課題に対して、管理職のリーダーシップのもと、スクールカウンセラーなどの人材を組織的に活用できるように、教職員相互の協力体制づくりを推進します。

また、教職員相互の信頼関係を築き、一人一人の力を組織的かつ機動的にいかしていく協働体制を確立するため、ハラスメントに関する研修の充実、ストレスチェックなどのメンタルヘルスへの対応を進め、風通しの良い職場づくりを推進します。

#### 基本方針Ⅱ 「生涯にわたる学び」を支えます

##### Ⅰ 豊かな人生を応援します

市民一人一人の生涯学習の機会の充実を図り、その学習成果をまちづくりや地域課題の解決にいかすための仕組みづくりを進めます。

また、地域の多様な人材や資源をいかして、市民が主体となって人権課題を解決できる教育を進めます。

#### 施策（Ⅰ） 人権教育の推進

##### ① 人権教育・啓発の充実

市民参加体験型の住民学習を推進し、若年層も含めた幅広い年代の市民が気軽に参加できるような学習内容を企画します。

また、市民じんけんの集い、人権フォーラム、同和教育セミナーなどを開催すると

ともに、三木市人権・同和教育協議会との連携を強化し、若年層の人権意識の高揚に努めます。

## ② いじめ防止の推進

いじめを未然に防ぐため、教職員や保護者、地域に向けて、子どもいじめ防止センターだより、ホームページ等による啓発の充実を図るとともに、相談員によるいじめ防止対策出前講座等を積極的に開催し、市民の人権意識の高揚に努めます。子どもいじめ防止センターは、学校、教育委員会と連携を強化しながら、市全体で子どもたちを見守る体制づくりに努めます。

## ③ 虐待防止の推進

虐待防止に向けて、人権啓発冊子や人権研修で虐待をテーマとして取り上げることにより、市民に対する教育及び啓発を行います。

また、みきっ子未来応援協議会の要保護児童部会やDV対策連携会議を開催し、学校、地域、行政が連携し、虐待を早期発見できる体制の充実を図ります。

## ④ 男女共同参画の推進

男女が共に責任を担い、個性と能力を発揮できる男女共同参画社会は、男性にとっても生活しやすい社会であるということの理解を深めるため、男女共同参画セミナーや公民館出前講座などを実施します。

# 施策（２） よりよく生きるための学びの充実

## ① ライフステージに対応した多様な学びの機会の提供

公民館における生涯学習講座や、高齢者大学、高齢者大学大学院での学びの機会を提供することにより、それぞれのライフステージやライフサイクルに応じた生きがいづくりを支援します。

## ② 公民館を核とした生涯学習活動の推進

公民館では、充実した各種生涯学習講座の提供と自主学習グループへの支援を行うとともに、生涯学習講座やイベントなどを通じて、住民間や世代間、地域間の交流を促進し、学び、ひとつづくり、まちづくりの拠点としての機能を充実します。

また、市内小・中学校の統廃合が進むことから、新しい学区を見据えた地域間交流も進めていきます。



（公民館での女性セミナー）

## ③ 地域の未来を担う人づくりと地域課題の解決に向けた支援

公民館と市民協議会が連携し、「地域の課題は地域で解決する。」という機運を醸成しながら、住民主体のまちづくりを進めます。

また、高齢者大学や大学院、公民館の生涯学習講座で学んだ人が、地域リー

ダーやまちづくりの担い手、生涯学習講座の指導者として、その学習の成果を地域社会のために適切にいかすことのできる取組を推進します。

#### ④ 市民ニーズに対応した図書館の充実

すべての市民が自ら学び、健康で文化的な生活ができるよう、多様なニーズに配慮した誰もが利用しやすい図書館をめざします。

## 2 文化・スポーツの振興に努めます

「人生 100 年時代」を見据え、全ての人々が自らの人生を設計し、学び続け、学んだことをいかして活動できる社会を形成することができるよう、文化・スポーツの振興を図り、市民一人一人が生涯を通じて豊かに生きる喜びや感動を得るとともに、豊かな心を育むことができる環境を整備します。

### 施策（1） 市民文化の高揚

#### ① 豊かな自己実現を図る文化・芸術活動の推進

多様な文化、芸術に触れ、それらに親しむ機会や、文化・芸術活動に参加する機会を提供するとともに、文化芸術団体の育成に取り組みます。

#### ② 文化、芸術の振興と普及に向けた顕彰制度の活用

本市の文化、芸術の振興と普及を図るため、顕著な功績のあった方や地域の文化、芸術の振興と普及に貢献された方を表彰するとともに、その年の展覧会やコンクールで、特に優秀な成績をおさめられた方に対して文化芸術賞等を授与することにより、その活動を広く周知し、本市の文化芸術の振興と普及を図ります。

#### ③ 文化会館や美術館における文化・芸術事業の企画と開催

文化会館では、市民参加型事業の「三木第九演奏会」や「みき演劇セミナー」を継続して実施し、文化、芸術の普及振興を図ります。

堀光美術館は、地域の美術文化の拠点施設として、著名作家や新進作家の特別展、本市にゆかりのある作家の作品を紹介する企画展等を開催し、幅広い年代の市民に多彩な芸術を鑑賞する機会を提供するとともに、創作活動の支援や地元作家の育成を図り、市の芸術活動の推進と地域文化の振興を図ります。

### 施策（2） 文化遺産の活用

#### ① 地域資源をいかした文化の振興

地域に伝わる伝統行事や伝統文化、生活や産業に関わる歴史的な資産を保存、継承していくことにより、地域文化の振興を図ります。

#### ② 文化財保護の推進と活用

市民の貴重な財産として、史跡、文化財などを保護するとともに、「国指定史跡三木城跡及び付城跡・土塁整備基本計画」の年次計画に示されている各種事

業を段階的に実施することにより、史跡を適切に整備活用し、歴史的文化遺産をいかしたまちづくりに繋げていきます。

### ③ 文化遺産を維持、活用する担い手育成の支援

古くから伝わる地域文化や伝統文化に関心を深められるよう、伝統行事や史跡、文化財に触れ、親しむ機会を提供し、文化団体の次世代育成への人材育成を支援します。

## 施策（３） スポーツ環境づくりの推進

### ① 「する、観る、支える」スポーツ環境づくりの推進

ジュニア期からトップレベルまでの一貫した指導体制による競技スポーツレベルの向上、スポーツクラブ 21 等を通じた子どもから高齢者まで、世代を超えた交流を含む人生 100 年を通じて親しむスポーツの推進や障がい者スポーツに関する環境の整備等を図ります。

### ② スポーツを通じた健康で活気あるまちづくりの推進

各種スポーツ団体やスポーツ推進委員等と連携、協働し、みっきいふれあいマラソンやふれあいスポーツデーなど、年齢や障がいの有無にかかわらず、多くの市民が参加できるスポーツイベントなどを開催することにより、気軽にスポーツを始めることができる機会を創出し、市民の健康増進に繋がります。



(みっきいふれあいマラソン)

### ③ 三木の地域性をいかしたスポーツ振興

本市の新たなスポーツ拠点として定着している三木山総合公園総合体育館を、市民等がより利用しやすい施設となるよう環境を整備します。

また、西日本最多となる 25 のゴルフ場を有するまちとして、幼少期からゴルフへの興味、関心を持てる環境づくりに努めるとともに、「ゴルフのまち三木」をより一層PRしていきます。

## 5 計画の進行管理

本計画に掲げる施策を効果的かつ着実に実行するため、計画の期間中は、実施計画として「三木市教育の基本方針」を毎年度作成し、当該年度に実施する施策や事業を示していきます。

また、毎年度、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定に基づき、「教育委員会の事務の管理及び執行の状況に関する点検・評価」を行い、自己点検及び自己評価並びに学識経験者による外部評価に加え、全期間を通じて計画目標が達成できるよう進行管理を行います。

## 6 主な指標と数値目標

区分	指標		数値目標	
			令和元年度 (実績)	令和7年度 (目標)
基本方針 I	全国学力・学習状況調査の平均正答率の全国との比較	小学校6年生	-6%	+1%
		中学校3年生	-2%	+3%
	小中一貫教育の推進を見据え9年間を見通した授業づくり	異校種の学校で交流研修や授業を行った教員数	0人	累計180人
	全国体力・運動能力、運動習慣等調査の全国平均を100とした指数との比較	小学校5年生男子	99.7	100
		小学校5年生女子	99.6	100
		中学校2年生男子	91.9	100
		中学校2年生女子	94.9	100
	就学前教育・保育施設で希望する園への入園を待つ児童数		106人	0人
	学校トイレの洋式化	洋式化率(便器数)	50.9%	70%
	コミュニティ・スクールの導入		0	3中学校区
基本方針 II	住民学習参加者の年代別の参加率	20歳以上の人口に対する20歳以上の参加者の参加率	6.47%	7%
		若年層(20歳以上~39歳以下)の人口に対する若年層の参加者の参加率	1.23%	2.2%
	図書館の年間貸出冊数及び利用者数	市民一人当たりの年間貸出冊数	11.7冊	12.1冊
		図書館利用者数	23.5万人	24万人
	堀光美術館の来館者数		7,622人	10,000人
	みき歴史資料館の来館者数		10,668人	15,200人
	スポーツ公園におけるスポーツ施設の利用者数	三木山総合公園	133,402人	150,000人
		吉川総合公園	89,224人	100,000人

第3期三木市教育振興基本計画(概要版)

令和3年2月発行

三木市教育委員会 教育総務部 教育総務課

〒673-0492 兵庫県三木市上の丸町10番30号

TEL:0794-82-2000 FAX:0794-83-3699